

小平市教育委員会議事録（甲）

—— 3 月 定 例 会 ——

令和5年3月16日（木）

開 催 日 時 令和5年3月16日（木） 午後2時00分～午後4時37分
開 催 場 所 大会議室
出 席 委 員 古川正之 教育長
三町章 教育長職務代理者
丸山憲子 委員
望月克浩 委員
説明のための出席者 白倉克彦 教育部長
岡崎奈緒子 教育指導担当部長兼指導課長
安部幸一郎 地域学習担当部長
市川裕之 教育総務課長
飯島健一 学務課長
中村和哉 教育施策推進担当課長
細村英男 地域学習支援課長
季高一成 中央公民館長
利光良平 中央図書館長
宮本智史 学校給食センター所長
吉田将人 指導課長補佐
松田弦 指導主事
豊田剛志 指導主事
坊本朋久 指導主事
書 記 山本真由美 教育総務課長補佐、長江陽一 教育総務課主任
傍 聴 者 3名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○古川教育長

ただいまから教育委員会3月定例会を開会いたします。

なお、本日は、青木委員から、ご都合によりご欠席との届け出をいただいております。

（署名委員）

○古川教育長

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は三町教育長職務代理者及び私、古川でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項（13）及び議案第42号から第45号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は挙手願います。

—賛成者挙手—

○古川教育長

ありがとうございます。挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（委員報告事項）

○古川教育長

はじめに、委員報告事項を行います。

（1）令和4年度東京都市町村教育委員会連合会第2回研修会について、三町教育長職務代理者からご報告をお願いいたします。

○三町教育長職務代理者

委員報告事項（1）東京都市町村教育委員会連合会第2回研修会について、ご報告いたします。資料はございません。

研修会は、2月28日火曜日に東京自治会館講堂で開催され、小平市からは、丸山委員、望月委員、そして私、三町、山本教育総務課長補佐の4人が参加いたしました。

今回の研修会では、明日を創る教育をテーマに、早稲田大学大学院客員教授、遠藤真司氏及び開智国際大学教授、森谷一経氏による講演が行われました。遠藤氏は、小学校長を務めた後、大学教授として後進の育成に取り組まれている一方で、令和3年度に東京都の小学校教員を中心とした研究会である早稲田大学教師塾を立ち上げ、初代塾長を務めたほか、各区市の教育委員会や学校で講演など様々な活動をされています。

今回の研修会では、テーマに沿って4点について講演されました。

はじめに、教師にとって必要な資質能力、コミュニケーション力について話されました。コミュニケーション力とは、単なる情報のやり取りのみではなく、感情を理解し合う力も含まれます。相手はどう感じているのか、何を考えているのかといったことを想像し、理解しあうことがなければ、トラブルにつながってしまうこともあります。表情や声の質から得る情報も非常に多く、話すときも聞くときも、お互いを良く見合うことが大事です。コロナ禍でマスクを着用していることが多いですが、マスクをしているからこそ、子どもの表情をよく見てほしい、また、教師も表情豊かでいなければならないと話されました。教師が優しく明るい表情で接すると、子どもた

ちは授業を楽しんでいると感じます。教師の表情が子どもに与える影響は大きく、それは子どもたちの学ぶ力につながっていきます。

次に、教師にとって大事な視点、子どもの個性を伸ばすことについて話されました。教師が一人一人の子どもの個性を十分に把握し、それを大事にするということですが、個性を考えるにあたって、人間はだれでも8つの知能を持っているというガードナーのMI理論を紹介されました。人は誰でも個性を持ち、得手、不得手がありますが、それは環境や生活によって出方が違うだけであり、自分に自信を持っているのだと話されました。そうした子どもたち一人一人が持つ個性が学級で生きるよう指導するのが教師としての指導技術なのです。

次に、学習指導要領の中から注目していることとして、キャリア教育について取り上げられました。キャリア教育について、学習指導要領において「特別活動を要としつつ、各教科等の特質に応じてキャリア教育の充実を図る」と書かれています。この中で「各教科等の特質に応じて」という部分が大事であり、各教科の中で、今やっていることが社会とどう繋がるのか、職業にどうつながるのかを意識して教えることがキャリア教育であり、生きる力、人間力をつくる教育なのだともまとめられました。

最後に、現在の教育課題として、教員不足について取り上げられました。民間の会社が行ったアンケート調査結果から、今でも教師は中・高生に人気の職業ですが、大学生になると志望者は激減するという状況になります。この問題は簡単に解決できるものではありませんが、教師のやりがいや働きがいは何か、教師の意見などから考えると、自分の頑張りを認めてもらうことなのです。子どもや保護者、管理職から認めてもらった時にやりがいを感じるのです。管理職は、その教員の良さや頑張りをほめ、自信や誇りを持たせること、また、行政は教育環境を整え、学校の頑張りをたたえる、そして、あらゆる場で良さを発信していくことが必要だと話されました。

現在、教師については、負の面ばかりが取り上げられていますが、教師は未来を築く子どもを育てる尊い職業であり、子どもと将来や夢を語るすばらしい職業なのですから、こうした教師の良さを発信し、教育委員会と学校が共に手を携えて教育の振興を図っていけるよう努めていきたいと思いました。

私からの報告は以上でございます。

○古川教育長

ありがとうございました。

ほかの委員の方々、何かございましたら。よろしいですか。

では、以上で、委員報告事項を終了いたします。

(事務局報告事項)

○古川教育長

次に、事務局報告事項を行います。

(1) 小平市教育委員会教育長の任命に係る市議会の同意について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項（１）小平市教育委員会教育長の任命に係る市議会の同意についてを報告いたします。資料はございません。

本件につきましては、古川教育長が来る３月３１日をもって退任されますので、市議会３月定例会の初日の本会議におきまして、新たに、青木由美子氏を教育長として任命することについての議案が市長より提案され、市議会の同意がなされました。

古川教育長におかれましては、平成２８年１０月から就任いただき、小平市の教育の発展にご尽力いただきましたことに、事務局を代表し、心より感謝申し上げます。

○古川教育長

次に、（２）市議会３月定例会について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項（２）市議会３月定例会についてを報告いたします。

市議会３月定例会は、２月２７日から３月２８日までの会期により開会中でございます。

以下、教育委員会に関係するところにつきまして、日程を追って、報告いたします。

議会初日の２月２７日につきましては、先ほどご報告したとおりでございます。

資料№.１をご覧ください。

２月２８日に代表質問、３月１日から３日までの３日間には一般質問が行われました。代表質問は６会派から１６件、一般質問は２５人の議員から５２件の質問が出され、うち、教育委員会に関連するものが、代表質問で６件、一般質問で１３件ございました。

次に、３月７日から９日まで、一般会計予算特別委員会が開催され、「令和５年度小平市一般会計予算」が審査され、教育部の審査は９日に行われました。

教育部の審査終了後、討論が行われ、その後の採決で、賛成多数をもって、可決すべきものと決定いたしました。

１３日には総務委員会が開催され、２月の教育委員会定例会で議決いただきました、「令和４年度小平市一般会計補正予算（第８号）」が審査され、可決すべきものと決定いたしました。

翌１４日には生活文教委員会が開催され、「小平市立図書館条例の一部を改正する条例」が審査され、可決すべきものと決定いたしました。

なお、３月２８日の本会議最終日にて、「令和５年度一般会計予算」、「令和４年度一般会計補正予算（第８号）」、及び「小平市立図書館条例の一部を改正する条例」の３議案について、議決がなされる予定でございます。

○古川教育長

次に、（３）新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項（3）新型コロナウイルス感染症に係る市の対応についてをご報告いたします。資料№.2をご覧ください。

令和5年2月14日の東京都新型コロナウイルス感染症対策本部において示された、3月13日から5月7日を期間とする「感染拡大防止の取組」を踏まえ、市の対応を決定したものでございます。

はじめに、市立小・中学校については、卒業式の実施にあたっては、児童・生徒及び教職員はマスクを外すことを基本とします。

なお、4月1日以降のマスクの取扱いを含めた教育活動については、今後の国や東京都の方針等を踏まえて決定いたします。

次に、公共施設については、基本的な感染防止対策を継続しつつ、マスクの着脱は屋内・屋外を問わず、個人の判断を尊重するよう取り扱うこととします。

なお、高齢者等重症化リスクの高い者の感染を防ぐため、状況に応じてマスクの着用を推奨します。

最後に、市職員については、マスクの着脱は、原則、個人の判断を尊重することとします。

ただし、職場での状況は多岐にわたるため、感染防止に十分配慮することとし、状況に応じてマスクを着用いたします。

本内容につきましては、小平市ホームページ等への掲載などにより周知しております。

○古川教育長

次に、（4）新型コロナウイルス感染について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項（4）新型コロナウイルス感染についてを報告いたします。資料はございません。

先月の定例会での報告以降、令和5年3月14日火曜日までに、市立学校に勤務する教職員3名の感染が確認されました。

なお、新型コロナウイルスへの感染については、個人が特定されないよう、学校名等は公表しておりませんが、感染が報告された教職員等が在籍する学校の保護者には学校の対応について周知しております。

今後も、事務局、学校ともに、基本的な感染症予防策及び健康管理の徹底を図り、感染防止対策に努めてまいります。

○古川教育長

次に、（5）小平市立学校の新型コロナウイルス感染症による臨時休業措置状況について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項（５）小平市立学校の新型コロナウイルス感染症による臨時休業措置状況についてを報告いたします。資料はございません。

学校保健安全法第20条の規定により、感染症の予防上必要があるときは臨時休業を行うことができることとなっておりますので、市教育委員会では、文部科学省の「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」に基づいて、同一学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合に学級閉鎖とするなどの対応を講じております。

令和4年度における、前回の教育委員会定例会から3月14日火曜日までの市内市立小・中学校の臨時休業につきましては、ございませんでした。

引き続き、換気などの感染症対策に努めてまいります。

○古川教育長

次に、（６）小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項（６）小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況についてを報告いたします。

資料№.4をご覧ください。

令和5年3月14日現在の市内公立小・中学校の臨時休業の状況でございますが、小学校で4校、10学級、中学校で1校、2学級でございます。

各学校には、市内及び都内の学級閉鎖等の情報を提供するとともに、新型コロナウイルスへの対応に合わせて、感染症対策を行っております。

○古川教育長

次に、（７）令和5年度中学校給食実施計画について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項（７）令和5年度中学校給食実施計画についてを報告いたします。

資料№.5をご覧ください。

令和5年度の中学校給食の提供期間ですが、令和5年4月10日から令和6年3月21日までで、給食の提供日数は194日となります。

年間標準給食回数でございますが、過去5か年の給食実施回数の平均回数に設定することとしております。

ただし、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、各校の行事予定が変更されていることから、給食回数の設定に影響を与えることがないよう、令和5年度の年間標準給食

回数は、平成27年度から令和元年度までの給食回数を基に算出しております。

○古川教育長

次に、(8)小平市立小・中学校自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置に関する方針について、説明をお願いいたします。

○岡崎教育指導担当部長

事務局報告事項(8)小平市立小・中学校自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置に関する方針について報告いたします。

資料No.6をご覧ください。

令和6年度に小学校において自閉症・情緒障がい特別支援学級を開設するにあたり、小平市立学校における本学級の設置に関する方針について定めましたので報告いたします。

詳細につきましては、中村教育施策推進担当課長から説明させます。

○中村教育施策推進担当課長

それでは、資料No.6に沿ってご説明いたします。

こちらにつきましては、今後設置する小平市の小・中学校の自閉症・情緒障がい特別支援学級共通の内容となります。この内容を踏まえて、各学校における入級の対象とする児童・生徒等について定めることといたします。

はじめに、1、設置方針でございますが、小平市特別支援教育総合推進計画(第二期)前期計画に基づき、児童・生徒一人一人の能力や可能性を伸ばし、それぞれが自立し社会参加できるよう、教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を整備いたします。

2、指導方針でございますが、第1に、個々の児童・生徒のよさを伸ばすとともに、児童・生徒本人が抱える困難さを改善・克服する指導を行います。

第2に、個別及び小集団での指導を基本とし、学力及び集団適応能力等の向上を目指し、個別指導計画に基づき指導を行います。

第3に、特性に応じた支援により、通常の学級に準じた各教科等の指導を行うとともに、他者との意思疎通、人間関係の形成に関する指導及び心身の調和的発達の基盤を培う「自立活動」による指導を行います。

第4に、児童・生徒の自立を促し、社会への適応力を一層高められるよう、通常の学級との交流及び共同学習を個々の児童・生徒の実態に応じて行い、通常の学級へ学びの場を移すことも視野に入れた指導を行います。

3、標準的な児童数・学級数及び施設の考え方でございますが、小学校については、設置校が一定の経験を積みながら、当該学級を無理なく安定して運営できるようにするために、児童数と学級数については、初年度は16人以下2学級、翌年度は24人以下3学級、翌々年度は32人以下4学級を目安といたします。5学級目以降に対応するかどうかについては、当該学校の施設

の状況等を踏まえ、当該学校と教育委員会において調整いたします。

教室については、2つの普通教室の中央にそれぞれ固定式の壁を設置し、通常の学級の半分の面積の教室を4つとし、その他、個別指導やクールダウンスペース、事務室等に使用できる部屋を備えるものといたします。

中学校につきましては、同様に一定の経験を設置校が積みながら、当該学級を無理なく安定して運営できるようにするために、生徒数と学級数については、初年度は各学年8人以下（計24人以下）3学級とし、翌年度以降は各学年16人以下（計48人以下）6学級を目安といたします。7学級目以降に対応するかどうかについては、当該学校の施設の状況等を踏まえ、当該学校と教育委員会において調整いたします。

教室については、各学年に1つの通常の学級と同じ面積の普通教室とし、その他、個別指導やクールダウンスペース、事務室等に使用できる部屋を備えるものといたします。

次に、4、小平市が入級の対象とする児童・生徒でございますが、次に掲げる（1）～（3）の全て、又は（4）を満たす児童・生徒を対象といたします。

（1）知的障がいがなく、自閉症等又は情緒障がいの診断がある児童・生徒とし、学習障がい又は注意欠陥多動性障がいの診断のみの児童・生徒は対象といたしません。

（2）合理的配慮などの支援があっても、日常的に通常の学級への適応が困難な児童・生徒。

（3）通常の学級における教育課程に基づいた各教科等の学習が可能な児童・生徒。

（4）その他、小平市教育委員会が入級を必要と認める児童・生徒といたしました。

なお、新たに自閉症・情緒障がい特別支援学級を設置する学校へ入級する児童・生徒については、設置当初の設置校における学級の安定的な運営の実現等を考慮し、上記とは別に、対象とする児童・生徒の学年に関する基準を設定することができるものといたします。

次に、5、退級についてでございますが、校内委員会において、自閉症・情緒障がい特別支援学級での指導を通じて、通常の学級における学習に概ね参加ができるなど、一部特別な指導を必要とする程度に課題が克服されたと判断され、保護者の了承を得た上で、就学支援委員会での判定の結果、通常の学級に学びの場を移すことが適切と判断された場合は退級といたします。退級後は、原則として通学区域の学校へ戻ることといたします。

○古川教育長

次に、（9）小平市立小平第四小学校自閉症・情緒障がい特別支援学級の入級の対象とする児童等について、説明をお願いいたします。

○岡崎教育指導担当部長

事務局報告事項（9）小平市立小平第四小学校自閉症・情緒障がい特別支援学級の入級の対象とする児童等についてを報告いたします。

資料No.7をご覧ください。

先ほどの「小平市立小・中学校自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置に関する方針」を踏ま

えまして、小平第四小学校の自閉症・情緒障がい特別支援学級の入級の対象とする児童等について定めましたので、報告いたします。

詳細につきましては、中村教育施策推進担当課長から説明させます。

○中村教育施策推進担当課長

それでは、資料No.7に沿ってご説明いたします。

はじめに、1、入級の対象とする児童でございますが、小平市立小平第四小学校自閉症・情緒障がい特別支援学級は、小平市で初めて設置する小学校の自閉症・情緒障がい特別支援学級であること、設置当初の学級の安定的な運営の実現が重要であることを踏まえ、次に掲げる（1）～（4）の全て、又は（5）を満たす児童を対象といたします。

（1）知的障がいがなく、自閉症等又は情緒障がいの診断がある児童。ただし、学習障がい又は注意欠陥多動性障がいの診断のみの児童は対象といたしません。

（2）合理的配慮などの支援があっても、日常的に通常の学級への適応が困難な児童。

（3）通常の学級における教育課程に基づいた各教科等の学習が可能な児童。

（4）第3学年から第6学年までの児童。

（5）その他、小平市教育委員会が入級を必要と認める児童とします。

なお、（4）については、開設初年度に想定される状況を踏まえ、加えた項目となります。令和7年度以降は、変更する場合がございます。

次に、2、想定する教室のイメージと児童数の推移でございますが、小平第四小学校が一定の経験を積みながら、当該学級を無理なく安定して運営できるようにするために、児童数と学級数については、令和6年度は16人以下2学級、令和7年度は24人以下3学級、令和8年度は32人以下4学級を当面の目安といたします。

○古川教育長

次に、（10）小平市立中学校部活動指導員に関する要綱の一部改正について、説明をお願いいたします。

○岡崎教育指導担当部長

事務局報告事項（10）小平市立中学校部活動指導員に関する要綱の一部改正についてを報告いたします。

資料No.8をご覧ください。

部活動に係る技術的な指導の従事者として配置している部活動指導員について定めている本要綱は、令和元年度に施行され、公立学校の教職員及び非常勤教員以外の者を任用の要件の一つとしておりました。

令和5年度より、新たに小平市立小学校の教職員を配置可能とするために所要の改正を行います。

改正の背景としましては、スポーツ庁や文化庁が設置した部活動地域移行に関する検討会議から各提言が示され、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が出されたことにより、国から部活動地域移行について、より具体的な実現方策とスケジュールが明示されました。

また、東京都教育庁から、小学校教科担任制に関する研究・開発及び実践・検証を行うことを目的に実施する「小学校教科担任制に関わる異校種期限付異動」の指定を受け、本市の中学校の教員を3年の期限付きで小学校へ異動させ、研究を行うこととなりました。

これを機に希望教員が異動後も部活動指導を実施できる環境を整えることで、部活動地域移行にかかる検討の幅を広げるとともに、小・中連携の推進等により部活動の活性化及び教科指導の更なる充実を図りたいと考えております。

○古川教育長

次に、(11) 寄附の受領について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項(11) 寄附の受領についてを報告いたします。

資料No.9をご覧ください。

1から5につきまして、育英基金への指定寄附として、匿名希望の方からご寄附をいただいたものでございます。

この場をお借りしてお礼申し上げます。

○古川教育長

次に、(12) 小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項(12) 小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。

資料No.10をご覧ください。

今回報告いたしますのは、3件で、例年、または過去にも承認しているものでございます。

○古川教育長

ここまでの事務局報告事項につきまして、ご質問、ご意見等いただきたいと思いますが、項目が多いので、まず、1番から6番までの中で、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○望月委員

資料No.4です。インフルエンザについて、今回、報告がありましたが、マスクに関しての案内と重ねての話だと思っておりますが、インフルエンザに関して、個別で出されている通知などがあれば

教えていただきたいと思います。取り急ぎ、1件、先にお伺いしたいです。

○古川教育長

その1件でよろしいですか。

○望月委員

ほかにもありますが、先にお伺いしたいです

○古川教育長

インフルエンザの感染対策におけるマスクの着用ということですか。

○望月委員

今回、マスクに関しては、個人の判断、個人の捉え方を尊重しますということで、緩和の方向性が出てきていると思います。ただ、一方でインフルエンザについて学級閉鎖が出ているわけですので、衛生面というか、感染を防ぐというのも、重ねて案内をしなければいけないのではないかと思いましたので、質問をさせていただきました。

○飯島学務課長

マスクも含めて、インフルエンザに限った案内と注意喚起については、特にしておりません。マスクにつきましては、学校は3月末までは基本的に着用していくことになっております。3月13日に変更となった一般と学校は、取扱いが違います。インフルエンザ自体の感染も、コロナ禍ではほとんどありませんでした。それ以前と比べても、この時期のこの件数は、非常に少ないレベルになっておりますので、日頃の換気などが、一定程度効果があるものと認識をしております。

○望月委員

マスクに関しては、いわゆる緩和の部分がある中で、換気や手洗いのことや、注意喚起は、継続していただきますよう切にお願いしたいと思います。

○古川教育長

ほかにかがでしょうか。

○丸山委員

4番の新型コロナウイルス感染に係るマスクについてです。どんどん緩和されてきているというご報告がありましたが、今後、これまでできなかったことをぜひ積極的にやっていただきたいと希望します。例えば、青少対や放課後子どもクラブなど、地域の方を学校に入れての活動が、

これまですごく縮小されていたので、ぜひそういう地域を含めての活動を積極的にしていただきたいと思います。また、普通の学校での活動においても、対話的、主体的な学習もそうですし、中学校の職場体験なども、もちろん感染対策を行った上でですが、ぜひできるように希望します。

○古川教育長

ご要望ということでよろしいですか。

○丸山委員

要望です。

○古川教育長

三町委員、何かございますか。

○三町教育長職務代理者

私は、市議会3月定例会についてと、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応についてお聞きしたいと思います。

議会のほうは、教育に関して、各議員さんがいろいろ関心を持ってくださり、非常にうれしくなる話だと資料を見させていただきました。その中で1点、私自身が十分理解できていない部分での質問があったので伺います。

安竹議員の一般質問の項目についてです。質問の中身は幾つかあって、いじめ重大事態に関わる内容として、大きく二つ。次に、教員に関わる不適切な指導や体罰について、最後に、情報公開と不服審査の問題について質問されています。その中で、質問12のところの情報公開と不服審査の問題について、小平市教育委員会を対象とした保有個人情報の開示請求に関して不適切な対応が疑われる事例だったというようなご指摘ですが、よく分かりません。いじめに関わって個人情報開示請求をされたのではないかと推察しますが、公開の場での説明が難しければ、非公開の場でも結構ですので、個人情報の開示に関する説明と、これまで我々が報告を受けているいじめとの関連があるのであれば、関連で説明がされたかについて伺います。

もう一つは、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について、これを見る限り3月いっぱいまで、4月1日以降は、今後の国や東京都の方針等を踏まえて決定するという事柄です。今朝の新聞では、文部科学省が明日には通知を出すという事柄があり、基本的には、ある程度の距離があれば、もう歌も歌っていいというようなことが書かれているようです。明日通知が出るとすると、東京都にメールが届き、そのメールが小平市に届くのだと思いますので、今月の終業式前に届くのではないかと思います。したがって、それをベースに市として考えるのであれば、こういう情報がもう新聞等で報道されていて、ご家庭のほうでも不安がありますので、4月、あるいは3月の終わりまでには、ぜひ来年度以降についての方向性をしっかりと出してほしいと思います。これが1点目です。

2点目は、それに関わって、我々は卒業式と入学式に出席しますが、その間に対応が変わっていても分からない可能性があります。もし変わる部分があれば、ぜひ我々にも何らかの形で連絡をいただきたい。その2点について、ぜひお願いします。

○古川教育長

まず、1点目は市議会関係で、質問内容12、これはいじめとの関連かどうかということについて。

○岡崎教育指導担当部長

いじめとの関連かどうかということにつきましては、そうでございます。関連する情報公開のことでございます。

○三町教育長職務代理者

不適切な事例もあったと書かれているので、きっと市民の方が開示請求をして、それが納得いかないということだったのではないかと思います。いじめについては、これまでも重大事態についての報告を受けていますし、今後の方針も聞いていますが、それに関わっての開示請求というのは初めて知りました。ある程度個人が特定できるといったことであれば、この場では結構ですが、非公開の場などで説明をいただきたいと思います。

○古川教育長

暫時休憩いたします。

— 暫時休憩 —

○古川教育長

会議を再開いたします。

○岡崎教育指導担当部長

説明につきましては、説明の中で個人情報に触れる必要性がございますことから、この場では差し控えたいと存じます。

○古川教育長

三町委員、よろしいでしょうか。

○三町教育長職務代理者

結構です。では、後ほどよろしくお願いします。

○古川教育長

2点目の4月1日以降のマスクの着用の方針及び周知について、いかがでしょうか。

○中村教育施策推進担当課長

このことにつきましては、今後、文部科学省のほうからも留意点について示されることになっておりますので、その内容を受けまして、3月末までには4月1日以降の教育活動について、マスクの取扱いを含めた教育活動のあり方については、何らかの形でお示ししたいと考えております。

○古川教育長

併せて、周知については。

○中村教育施策推進担当課長

教育委員の皆様にも、こちらから周知いたします。

○古川教育長

よろしくをお願いします。

ほかにはよろしいですか。

○三町教育長職務代理者

結構です。

○古川教育長

では、7番以降で何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○丸山委員

7番の中学校給食実施計画について、2月から給食センターが始動しましたが、その後の状況についてお聞きしたいと思います。

併せて、資料5の10番、4ページの下から2番目(2)給食費以外の学納金の引落しを学校給食センターが代行していると書かれていますが、これは全校で引落しをやっていて、それを給食センターが代行していることなのでしょうか。

続いてもう一つ質問です。12番の後援名義等の使用承認についてです。62番の金融リテラシー提供の活動云々についてです。子どもがこの講座を受けるのでしょうか。投資教育なども含めてなのか、大人に対して子どものための教育資金などの話をするのか、または全般的な金融リテラシーについて勉強するのか。対象者ともう少し詳しい内容を教えてください。

○古川教育長

では、3点ご質問です。まず1点目は、給食センターの現在の状況、2点目は給食費の処理、3点目は後援名義についてです。

○宮本学校給食センター所長

2月1日から開始した新しい学校給食センターの給食の提供状況でございますけれども、まず、センターの調理側におきましては、2月の開始当初は、不慣れな作業に戸惑う調理員の方ですとか、パートの方も多くいらっしゃいまして、本当に配送時間ぎりぎりに調理が仕上がるというようなこともございました。約150クラス、4,500食を調理するにあたって、クラス数を数えたり、決められたコンテナに食材を配缶したりというところで、慌てる場所もあったのですが、1か月半ほどたちまして、大分こういった運用も落ち着いております。また、学校におきましても、生徒の配膳作業も大分慣れてきまして、早い学校では、給食開始のチャイムから10分ぐらいで給食開始できるクラスも見受けられるようになってきました。最初は、配膳ワゴンのサイズも大きくなったりして、戸惑う場面もあったのですが、生徒の皆さん、慣れるのが早いという印象を持っております。そういった点で、おおむね順調に進んでいるものと考えております。

また、2点目の資料4ページの10、(2)の給食費以外の学納金について、こちらは、ゆうちょ銀行の口座を使いまして、教材費、修学旅行費積立金等も給食費と併せて同じ一つのシステムで引落し処理を行っております。中学校の校長口座にお金が引き落とされ、給食費だけ給食センター所長口座に送金いただくという作業を行っております。こちらは、中学校のみ行っているところです。

○古川教育長

続いて、後援名義について。

○市川教育総務課長

子供と家族の未来を考えるマネー講座の対象でございますが、いただいている事業計画書等を見ますと、園児・児童・生徒の保護者を対象としております。事業の背景としまして、教育を受けるための資金の確保の上での失敗、例えば、奨学金の返済が難しくなって自己破産するといったような状況がある点について問題意識があるようでして、子どもたちが安心して教育を受け続けることのできる環境づくりを目的に児童・生徒等の保護者を対象にして、教育資金に関する実情ですとか対策に関する講座を展開するという趣旨でございます。

○丸山委員

給食を試食させていただいて、栄養士の方の工夫などがよく分かったので、中学校の生徒たちが楽しく、食育も含めて、給食を配膳していただけるのはいいことだと本当に思いました。

引落しについては、既存のシステムを活用するということは、やはりいろいろな仕事の削減にもなるので、便利になったと思えました。

次に、後援名義等使用承認についてです。これは、受講対象が子どもか大人かによって全然違いますので、よく分かりました。

○古川教育長

では、ほかに。

○望月委員

資料No.7について質問をさせていただきたいと思います。(5)その他、小平市教育委員会が入級を必要と認める児童とあるのですが、(4)に、第3学年から第6学年までの児童とあります。まずは、この範囲内の話ということでしょうか。もしくは、それによらずということなのかを確認させていただきたいのが1点。

もう1点が、いつどのように判断をして入級の対象とするのかについても教えていただきたいと思います。

○松田指導主事

1点目の(5)の入級を必要と認める児童でございますが、こちら、様々な事情をお持ちの児童、ご家庭の方もいらっしゃるかと思います。(4)では、第3学年から第6学年と記載しております。しかし、初年度については、第3学年から第6学年までを基本としていきたいというところがございます。

2点目につきましては、就学支援委員会を10月、12月の2回を予定しております。それまでの間に各学校と事務局等が連携して、その児童の面談や行動観察等を行いまして、就学支援委員会で入級の決定等を行いたいと考えております。

○望月委員

早くても10月ということになるわけですね。上半期はなかなか判断をするのが難しい状況にあるということかと思ったのですが、スタートとしては、どうしても軌道に乗らないと難しい部分もあるのかもしれませんが、早めの判断が必要な方がもしいらっしゃるようであれば、その辺りの対応もご検討いただきたいと思います。

○松田指導主事

ご意見ありがとうございます。時期的にというところがございますが、やはり慎重にアセスメントを行い、判断する必要がございますので、ある程度のお時間を要するというところにつきましては、児童のことをよく観察し、保護者のお考えもよく聞いて、慎重に判断していきたいと考えております。

○三町教育長職務代理者

令和5年度の中学校給食実施計画と、小平市立小・中学校自閉症・情緒障がい学級の設置に関わる方針について、小平市立中学校部活動指導員に関する要綱の一部改正について、この3つについて質問したいと思います。

1点目の中学校給食実施計画について、10年間言い続けているので、担当の方には、もう十分意図は伝わっているのではないかと思います。やはり、食育の推進という大きな方針の中で、できる範囲で実施しているということの基本とした場合には、可能な限り給食は実施すべきだというのが私の考えです。それをずっとお話しさせていただいておりました。今回の計画では、小平第一中学校以外はできるだけというのが見られるような数字になってきていました。これまで、学校によっては、もっとというところがあったのですが、小平第二中学校、小平第三中学校を見ると、学校で教育活動をする場合は、午前中だけであろうと給食を食べさせて帰そうという姿勢を強く感じるようになってきているのですが、小平第一中学校だけは年間給食回数が下限数とほぼ同等の数字ではないかと思います。ほかの学校と比べても7食ぐらい、つまり約1週間以上、食数に差が出ているので、どう考えているのか。以前も聞いていると思うのですが、もし定期考査が午前中だけであれば、食べさせずに帰してしまっているのか、食べさせて帰すのかもあろうと思います。定期考査が午前中だけであっても、当然食べさせて帰すべきだと私は考えています。そういった違いがあっただけでこうなっているのか。学校からの聞き取りでなくても結構ですが、小平第一中学校に対する評価をお聞きしたい。前回、実数をお聞きしたら、コロナ等もあってとの話がありましたが、計画実数と実施実数での差があるのか。たくさん計画はしているが、実際には小平第一中学校程度でしたという学校もあるのかどうか教えていただきたいと思っております。

次に、自閉症・情緒障がいの特別支援学級の設置に係る方針や入級の対象とする児童・生徒については、以前にも途中経過の説明を受けていますので、大体理解はしているつもりなのですが、当時の方向と変わっていることや違っていることがもしあれば、教えてください。それが1点目です。

2点目は、入級の基準の中で、知的障がいがなく、自閉症等又は情緒障がいの診断がある児童であって、学習障がい又は注意欠陥多動性障がいの診断のみの児童は対象としない、という箇所がどうしても気になります。これは、米印で書かれています。この根拠は、この資料で見ると、国のガイドラインで、いわゆる固定型のところには入っていない。つまり、ADHD等の診断のあるお子さんについては、あくまでも通常の学級でケアしなさいという理解だと思っております。通常の学級ではなかなか適応が困難な場合もあるのではないかと思います。それは(2)と絡んでくるのですが、適応困難の意味合いが違うのではないかと思います。そこをどう考えて、どうケアするのか。逆に診断のみの場合は、固定級には入れないとしているわけです。入れないが、でも学級ではなかなか適応は難しい。そういう場合、特別支援教室のほうでのケアはあるのでしょうか、時間的には少ないわけですが。それ以外のところでどのようなケアを考えているのかを教えてください。

最後に、部活動指導員に関わる要綱の一部改正について、実験ということですが、思い切った

形での取組ということで、大変評価をしたいと思っています。それが前提なのですが、兼職兼業は市のレベルで認められるということを、今回明確にしたわけです。これまで駄目だと言っていたいろいろなものが、教育長が認めれば兼業でできるのではないかということになるので、そこは十分に留意しなければいけないというのが私自身の考え方です。

その中で、今回、小学校の教員が生徒等の部活動の指導をするということですが、これは兼業です。指導員ですから、教師ではない身分で指導するということになるかと思えます。中学校の教員が中学校の部活動を指導するときも、働き方改革の流れで出されている数字があり、大体、平日だと2時間、休日は3時間と出されています。土日のどちらかは休めということですが、そういう基準にはとられないで、この小学校の教員は中学校で指導ができるのか。兼業をした場合の基準をどう考えているのか。つまり、兼業の基準の中で認める場合に、本来の業務に負担にならないということを考えています。それとの兼ね合いで、どの程度の部活動で求めていこうとしているのか。その具体的な方向性がないと、後々いろいろな問題が出てくるのではないかと思いますので、教えてください。

○古川教育長

では、まず、給食の実施回数の件について。

○宮本学校給食センター所長

令和5年度の中学校給食実施計画におきまして、小平第一中学校が標準回数の下限数とほぼ同数というところがございますけれども、まず、令和2年度から、最低の回数ということで標準回数を設けておりますが、それ以前は、学校間で10回ほどの大きな差がありました。また、特別支援学級におきましては、13回から14回で大きな差があったということなのですけれども、徐々に差が縮まってきたところです。その中で小平第一中学校については、委員おっしゃられたように、定期考査の際に昼食を喫食せずに帰っているということがあるのかなと考えております。そのところは、やはり3時間目までで定期試験が終わって、その後4時間目をどうするのか、給食をどうするのかというところの各学校間での考え方の違いといいますか、教育課程の違いというところで捉えております。小平第一中学校につきましては、各学校がこういった回数になっているというところはお知らせして、今後の対応といいますか、回数についてご相談していきたいと思えます。

実際の実績の回数というところなのですけれども、コロナの影響がなければ、基本的に急遽給食を増やしたり、急遽要らなくなったりということは、ほとんどありません。例えば、英語のスピーキングテストの日程や時間によって、急遽どうしても食べたいとか、要らなくなったという、そういう自身の学校で決められないようなスケジュールのイベントがあった際には、増減することはまれにはございます。

○松田指導主事

1点目の前回からの変更点でございますが、入級基準の「なお」からあとでございますが、設置当初の設置校における学級の安定的な運営の実現等を考慮しまして、対象とする児童・生徒の学年に関する基準を設定することができるいたしましたので、小平第四小学校におきましても、第3学年から第6学年までの児童をという基準を付け加えさせていただきます。

2点目の(1)に関することでございますが、学習障がい又は注意欠陥多動性障がいの診断名のみをもって判断というところではなく、通常の学級における合理的配慮の指導の実態、また、場合によっては、特別支援教室での指導の実態等、学校生活の様子をよく観察して判断していくことが重要と捉えております。こちらの合理的配慮等につきましても、今後、小平市内の先生方全員が共通認識を持って、特別支援教育の充実について、継続して指導・助言してまいりたいと思っております。

○古川教育長

では、兼職兼業について。

○岡崎教育指導担当部長

この兼業兼職につきましては、地域移行に向けた試行、研究のための兼業でございますので、ほかの兼業兼職につきましては、引き続きこちらとしても、申請が上がったときには十分に審査をして認めていく方向で考えております。

また、小学校の教員が兼業するというところで、本来業務に支障がないようにというところは、大前提で考えておりますし、もちろん無理強いや同調圧力がないように気をつけるというふうに国からも言われておりますので、そのあたりも十分注意をして実施をまいりたいと考えております。

○三町教育長職務代理者

給食に関して、改めて強調させていただきますが、3時間目までで終わって、それで帰す、帰さないが学校の判断で違うというのは、少し違うと思うのです。基本的には、もうお昼なので食べられるわけです。実施が可能であれば、可能な限り学校としては努力し、子どもに食べさせて帰す。これは食育の推進プラスある意味ではご家庭への支援もあるわけです。小平市が裕福だということであれば、また別なのかもしれませんが、いろいろなお子さんがいて、ご家庭もあるわけですから、可能な限り増やすという方向性は絶対に変えないでいただきたい。そういう方向で頑張ってください、ほかの学校については、特別支援学級も含めて、喫食数が上がったわけです。学校の考え方が悪いということではなく、考え方の方針転換をしていただきたい。これは強くお願いしたいということで、これ以上は言いません。努力の成果は、もう十分発揮されたということは評価したいと思っております。

2点目ですが、特別支援教育に関する説明の中で、ADHDの診断のみの児童は対象としない

という説明はありましたが、どうも納得できないのは、(1)～(4)の全て、又は(5)を満たすということで、(1)～(4)は全て満たさなければいけないわけです。今の説明では、(1)の米印は対象としない、(1)には該当しないと言っていて、そこをどう理解すればいいのか。(1)で学習障がい又は注意欠陥多動性障がいの診断のみの児童は対象としないと言い切っているわけですから、これは通級しかないと普通は読みます。しかし、説明では、もっと柔軟なことも考えていただけるような話もありました。そここのところをもう一度説明いただきたいと思います。部活動については、その後にお聞きします。

○松田指導主事

(1)～(4)を全て満たす児童を対象とする、ただし、学習障がい又は注意欠陥多動性障がいの診断のみの児童は対象としないというところで、これらは明記しておりますが、(5)のその他、小平市教育委員会が入級を認める児童というところで、様々な事情をお持ちのお子さんがいらっしゃるかと思いますので、診断名のみをもって判断はしていかない、総合的に判断するというところがございます。

○三町教育長職務代理者

診断のみの児童を対象としないという(1)は生きているが、(5)の条件に当てはまる場合もあるかもしれないということで理解しました。

部活動に関して、実際の運用として、部活動指導で兼職兼業をする場合に、小学校で授業をやってから、中学校に行って指導をする。兼職を勤務時間内に行うことを認める場合には、当然報酬は受け取らない。勤務時間外、つまり5時何分以降に部活動指導をした場合は、指導員手当は与えるというような取り扱いをどう考えているのか。例えば、4時から中学校に行って指導していいとして、2時間指導する場合、1時間分は報酬を出さない。逆に給与カットで、その時間分は無償ということになるのです。そういう具体的な運用は、どのようにされていくのか。外部から見たときに、報酬の二重取りではないか、時間外勤務であればそこまでやらせていいのか、中学校の教師は、部活動は2時間までと言っているのに、身分を外せば2時間、3時間と何時間でもでき、また、土曜、日曜やっているのではないかとといった具体的な話が出てくるとと思いますが、それについては、どうお考えなのか。

○岡崎教育指導担当部長

部活動の地域移行につきましては、これからワーキンググループを立ち上げて検討していくところですが、今、この教員の想定としましては、平日は小学校の職務に当たる、土曜日、日曜日の部活動指導についての兼業兼職で対応していくというのが今の想定でございます。

○三町教育長職務代理者

学校の部活動については、働き方改革だけではなく、子どもに対しても、平日1日は休ませな

さい。休日も1日は休ませないとなっています。つまり、小平市で今度試行する、小学校の教員が中学校で指導するというのは、土曜または日曜日の1日だけという理解でよろしいのでしょうか。

○岡崎教育指導担当部長

基本的には、小平市が定めるガイドラインにのっとった指導を考えております。

○三町教育長職務代理者

ぜひその流れで運用していただきたいと思います。

○中村教育施策推進担当課長

自閉症・情緒障がい特別支援学級について補足を申し上げます。ここに掲げております学習障がいや注意欠陥多動性障がいの診断のみの児童は対象としないとなりますと、このような児童は通常の学級の中で指導を受けていくということになりますので、どのような手立てをしていくかということになります。一つは、配付されました一人1台の学習者用端末を使いながら、一人一人に学びやすいような配慮を学級担任がしていくということも考えられます。また、巡回相談員が各学校を回っており、臨床心理士や言語聴覚士、作業療法士が学校の要望に応じて巡回しておりますので、そのアセスメントによって、担任を初めとした教員が助言を受け、それを基に一人一人に対していろいろ適切な支援をしていくという体制をとっております。人的支援としては、学習補助員も各学校で必要な学級に配置することができますので、その人材も活用しながら、一人一人が学習上の困難さを軽減しながら学べるように、これからも進めていきたいと思います。

○三町教育長職務代理者

今の説明も分かりました。つまり、これまでもこういう情緒障がいのお子さんについては、今の説明のように学級でケアしていた。今度、そこでは適応が困難なお子さんについて、この4つに該当すれば、最終的には全学年になるのですが、場合によっては入級の対象になってくる。もう一つは、(1)の条件の中の米印のお子さんであって、診断のみの児童は対象としないとなっているが、個人的なケア、あるいは人的なケアをしながら通常の学級をベースとして対応していたものの、やはり、そこでは難しいという判断になったときには、その他の(5)で対応していく。そういうステップを踏んで、その子の障がいの程度、あるいは学習に対するケアの必要性から、よりきめ細かく対応していくという理解でよろしいですね。

○中村教育施策推進担当課長

今、委員がお話しされたとおりでございます。また、学習障がいや注意欠陥多動性障がいの診断がある児童に関しましても、障がいの診断については、複合的な場合もございますので、自閉症や情緒障がいの診断が主訴として確定している場合については、このような学習障がいや注意

欠陥多動性障がい診断があつたとしても、自閉症や情緒障がいの診断があれば対象となり得ると考えております。

○古川教育長

では、ほかにございませんでしょうか。

○丸山委員

自閉症・情緒障がい特別支援学級の入級の希望者がどれくらいなのか。今の時点では分からないかもしれませんが、例えば、初年度の16人よりも多くなった場合、どういう基準で選ぶのでしょうか。

○松田指導主事

16人より多くなった場合、まず、先ほどのご質問でもお話しさせていただいたように、丁寧なアセスメントが必要かと思いますので、まずは学校での様子をより多くの目で見て、そのお子さんの様子をアセスメントしてまいります。また、保護者の方とも相談しつつ、学校での指導・支援と特別支援教室の指導・支援の実態等も踏まえて、専門の先生方も交えまして、就学支援委員会で入級の判断をしてまいりたいと考えております。

○丸山委員

希望者が多くなった場合、基準を満たして、どうしてもここに入級が必要となっても、結果として通えない子が出てくる可能性があるということでしょうか。

○松田指導主事

就学支援委員会の判断となりますが、委員がおっしゃるように、あり得るところでございます。

○中村教育施策推進担当課長

あくまで16人というのは、一つの目安と考えております。まずは、学校の中で通常の学級の中で最大限の支援を行って、通常の学級の中で学ぶことが第一だと考えておりますので、その手を尽くした上で、校内の委員会の中で、このお子さんに関しては、固定学級が一番望ましいとなった場合に、保護者から申込みをしていただくという流れになるかと思っております。まず、通常の学級の中でできることをやっていくということも大事と考えます。それでも人数的に当初の目安の16人を超えた場合については、今お話し申し上げました委員会の中で、専門家も交えて判断するということと、必ずしも16人までという人数制限ということではございませんので、そこは適切に判断していきたいと考えております。

○丸山委員

児童やそのご家族の方にぜひ寄り添って決定していきたいですし、きめ細かな指導ができるよう、よろしくをお願いします。

○古川教育長

ほかにございせんか。

では、以上で、事務局報告事項を終了いたします。

(協議事項)

○古川教育長

次に、協議事項を行います。

(1) 令和5年度小平市立小学校、中学校の学級編制について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

協議事項(1) 令和5年度小平市立小学校、中学校の学級編制についてを説明いたします。

資料No.1 2をご覧ください。

令和5年度小平市立小学校、中学校の学級編制につきましては、「東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準」を標準として行います。

小学校については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正に伴い、35人以下での学級編制を現行の小学校第1学年から第3学年までに加えて、来年度は小学校第4学年で行います。

また、中学校第1学年については、東京都の独自施策、いわゆる「中1ギャップ」対応の加配措置により、35人以下での学級編制を行います。

そのほかの学年及び特別支援学級の学級編制の人数に変更はございません。

○古川教育長

このことにつきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

－「なし」の声あり－

○古川教育長

それでは、このことにつきましては、提案どおり了解ということでご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

○古川教育長

では、以上で、協議事項を終了いたします。

(議案)

○古川教育長

次に、議案の審議を行います。

はじめに、議案第35号、小平市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

議案第35号、小平市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定についてを説明いたします。

本案は、教育施策の推進のため、教育委員会事務局の体制を再構築するにあたり、小平市教育委員会事務局処務規則の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、市川教育総務課長から説明させます。

○市川教育総務課長

では、改正の内容につきまして、説明いたします。

はじめに、第2条、組織でございますが、市立学校の給食に係る業務を学校給食センターに統合するため、学務課の給食担当及び栄養指導担当を削ります。

次に、第3条、職の配置でございますが、今後、増加する学校施設の統合配置に係る業務に対応するため、施設更新担当課長を置くことといたします。

次に、第4条、職責でございますが、新たに設置する施設更新担当課長の職責として、教育部教育総務課施設更新担当に所属する職員を指揮監督することを規定します。

次に、第5条、別表に定める分掌事務でございますが、先ほどご説明した組織改正に伴い、学務課の学級給食に関することを削ります。

○古川教育長

質疑に移ります。

－「なし」の声あり－

○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－「討論省略」の声あり－

○古川教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第35号、小平市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第36号、小平市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

議案第36号、小平市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを説明いたします。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、職員の定年の引上げ、定年前再任用短時間勤務制度等の導入に係る規定の整備を行うため、小平市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第3条について、地方公務員法改正に伴う引用条文の変更を行うとともに、現行の再任用制度を廃止し、定年前再任用短時間勤務職員制度を導入するため、第3条、第7条及び別表1について、再任用短時間勤務職員から定年前再任用短時間勤務職員に改めます。

○古川教育長

質疑に移ります。

○三町教育長職務代理者

十分理解できていないのでお聞きします。定年前というキーワードがつくということは、定年が延長されるということが前提だと思うのですが、公務員の定年延長に合わせての改正と理解してよろしいでしょうか。例えば、60歳の方は定年前になるといった理解でよろしいのですか。全体の動きの中での市の考えについて教えてください。

○市川教育総務課長

国、地方の統一的な動きとして、これから2年ごとに1歳ずつ定年延長が行われていき、最終的に令和13年に制度が完成し、完全な65歳定年制度となります。この定年延長に伴い、60歳に達してから本人の希望で退職した場合、定年前再任用短時間勤務職員となりうるというもの

です。また、同様に、制度変更前から再任用になっている場合、あるいは、制度の完成前に定年を迎える方も60歳の時点で定年前再任用短時間勤務職員とみなせるというものでございます。

○三町教育長職務代理者

言葉も分かりにくいのですが、つまり、定年延長して61歳が定年年齢となった人が、60歳でやめるが、再任用で働きたいという場合には、定年前再任用の短期で働くということでもいいのですね。フルタイムの再任用はないということによろしいですか。それは別ですか。

○市川教育総務課長

当市ではそういった採用はございません。

○古川教育長

ほかにご覧いませんか。

－「なし」の声あり－

○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－「討論省略」の声あり－

○古川教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第36号、小平市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第37号、小平市教育委員会が管理する保有個人情報の保護等に関する規則を廃止する規則の制定についてから第39号、小平市立学校文書管理規程の一部を改正する規程の制定についてまで、以上3件につきましては同種のものでありますので、これらを一括して取り扱います。説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

議案第37号、小平市教育委員会が管理する保有個人情報の保護等に関する規則を廃止する規則の制定についてから議案第39号、小平市立学校文書管理規程の一部を改正する規程の制定については、同種のもので、一括して説明いたします。

本案は、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律が地方公共団体に適用され、個人情報保護制度の根拠は個人情報保護法及び小平市個人情報の保護に関する法律施行条例に移行されることに伴い、所要の規則等の制定及び改正を行うものでございます。

詳細につきましては、市川教育総務課長に説明させます。

○市川教育総務課長

それでは、本案の詳細について、ご説明いたします。

はじめに、議案第37号についてでございます。教育委員会の保有個人情報の管理方法等については、教育委員会の規則により、小平市長が管理する保有個人情報の保護等に関する規則の規定の例によるものとしておりますが、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律が地方公共団体に適用されることに伴い、保有個人情報の管理方法等の根拠は、個人情報の保護に関する法律、小平市個人情報の保護に関する法律施行条例及び小平市個人情報の保護に関する法律等施行規則に統一されるため、当該規則を廃止するものでございます。

次に、議案第38号及び議案第39号についてでございますが、個人情報保護制度の根拠が個人情報の保護に関する法律及び小平市個人情報の保護に関する法律施行条例に移行されることにより、現行の小平市個人情報保護条例が廃止されることに伴い、当該条例を引用している規定の改正を行うものでございます。

○古川教育長

質疑に移ります。

－「なし」の声あり－

○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－「討論省略」の声あり－

○古川教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

採決は、議案ごとに行います。

はじめに、議案第37号、小平市教育委員会が管理する保有個人情報の保護等に関する規則

を廃止する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第38号、小平市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第39号、小平市立学校文書管理規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第40号、小平市立学校等教職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程の制定について、提案理由の説明をお願いいたします。

○岡崎教育指導担当部長

議案第40号、小平市立学校等教職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程の制定についてを説明いたします。

地方公務員法の改正に伴い、従前の再任用短時間勤務職員について、定年前に退職し、再度任用される「定年前再任用短時間勤務職員」と定年退職後、65歳に達する年度まで再度任用される「短時間勤務の暫定再任用職員」に整理されました。

これを受け、引用条文が変更となったため、規定の整備を行うものでございます。

○古川教育長

質疑に移ります。

－「なし」の声あり－

○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－「討論省略」の声あり－

○古川教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第40号、小平市立学校等教職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第41号、小平市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明をお願いいたします。

○安部地域学習担当部長

議案第41号、小平市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを説明いたします。

本案は、図書館の宅配貸出しサービスについて、利用の要件を「要介護1以上の認定を受けている者」から「心身の障害等の理由により図書館に来館することが困難な者」などに緩和をすることや、図書館協議会の委員の構成について、社会教育の関係者の参加の機会を拡大するため、改正を行うものです。

詳細につきましては、利光中央図書館長から説明させます。

○利光中央図書館長

それでは、改正の内容につきまして、詳細を説明いたします。

資料のうち、概要をご覧ください。今回の規則改正の理由は2点ございます。

1点目は、図書館の宅配貸出しサービスについて、平成27年11月から利用の要件を「65歳以上かつ要介護度3以上」として、ボランティアが図書館資料を月に一度宅配するサービスとして開始し、令和2年1月には、利用の要件を「要介護1以上の認定を受けている者」に緩和をしていたところです。

その後、市議会での請願の採択などを受けて、図書館として検討を重ね、来館が困難な方の読書の機会を拡大することを目的として、令和4年10月から市内の一部区域を対象に、利用者の

要件を「様々な理由で来館が困難な方」とした実証実験を行い、検証の結果、市の全域で利用者の要件を緩和して実施をすることが可能であるとの結論を得たことから、規則を改正するものでございます。

概要資料の裏面の図書館宅配貸出しサービスの実証実験についてをご覧ください。

今回の実証実験は、宅配貸出しサービスの利用者の要件を、様々な理由で来館が困難な方に拡大するにあたり、市内の一部地域で利用者の要件を拡大したサービスを行うことにより、令和5年度以降に市全域で実施していくための問題点や改善点を検証する目的で実施いたしました。

2の期間でございますが、令和4年10月から令和5年3月までで実験を行っております。

3の対象地区でございます。小川町一丁目、二丁目、小川西町一丁目から五丁目、小川東町、それから小川東町一丁目から五丁目、学園西町一丁目から三丁目でございます。人口約5万4,000人、市全体の人口の約28%となっております。

4の新たに対象となる来館が困難な方の例といたしましては、心身の障がい、病気、高齢などで、来館が困難または重い本を持ち帰ることが困難な方、それから、出産前後やケガなどで、一定期間来館が困難な方、自宅で常時介護をしていて、外出が困難な方、市内の病院や施設に入院・入所している方などでございます。

図書館宅配貸出しサービスの対象拡大における問題点や課題といたしましては、宅配を実施するボランティアの人数不足。これは実証実験開始前で、4人ほどしかボランティアの方がいませんでした。それから、制度拡大による登録人数の規模の把握、それから、業務の効率化、それから、想定を上回る登録があった場合の対応などがございました。

6の検証結果といたしまして、令和5年1月時点での登録者数は、従前の制度による登録人数、これは市全域の人数でございますが、23人。それから、今回の実証実験、要件を拡大したことによる新たな登録人数は11人で行いました。1月末までの実証実験により、次のようなことが検証できました。実証実験での登録者の申込み理由については、全て心身の障がい、病気、高齢などで来館が困難ということでございました。それから、ボランティアにつきましては、実証実験の開始時に新たに募集をしたところ、4人から18人となったことから、事業実施上のボランティア不足の問題は解消されました。それから、市全域で実証実験と同内容のサービスを行った場合、人口比による推計から、新たに20人から30人の登録増となることが想定されました。それから、新規受付事務のうち、全申込者に行っていた事前訪問の一部省略やボランティアによる初回宅配時の職員の同行を省略することなどの事務軽減が可能であることが確認できました。また、登録者数がさらに増加した場合、現在、毎月第2木曜日に指定をしている宅配日を追加することが可能であることなどがございます。

これらの検証の結果、市の全域で利用者の要件を緩和して実施をすることが可能であるとの結論を得たことから、規則を改正するものでございます。

次に今回の規則改正の2点目の理由でございますが、資料のうち、「図書館協議会の委員構成について」をご覧ください。

図書館協議会は、図書館法第14条の規定により、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずると

ともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関として設置されています。

図書館協議会の委員の任命基準は、図書館法第16条で「文部科学省令で定める基準を参酌する」とされており、同法施行規則の第12条において、「法第16条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験のある者の中から任命することとする。」としております。これを受けて小平市立図書館条例施行規則では人数配分を含めて規定しております。現在の規定では、学校教育の関係者3人以内、社会教育の関係者4人以内、家庭教育の向上に資する活動を行う者1人以内、学識経験のある者7人以内としております。

今回の改正では、現在4人以内としている社会教育の関係者につきまして、参加の機会を拡大し、図書館運営の参考とすることを目的としておりまして、社会教育の関係者を1名増として「5人以内」とし、学識経験のある者を1名減として「6人以内」とする変更を行うものです。過去の小平市図書館協議会の委員構成の実績は、資料下の表のとおりでございます。

○古川教育長

質疑に移ります。

○三町教育長職務代理者

宅配サービスについては、速やかな実証とそこからの方向性で素早く対応したということで、大変喜ばしく思いました。

図書館協議会の委員構成については、具体的に何か不都合があったのか。ここに書かれているのは前向きな雰囲気ですが、何か変えるような指摘があったのかといった経緯を教えてください。

○利光中央図書館長

図書館協議会の委員についてですが、現時点で、社会教育の関係の方として、どのような方を見込んでといった想定は特にありません。ただ、近年の図書館の事業を鑑み、例えば、仲町図書館におけるなかまちLINKS等の公民館との共同の事業ですとか、今後移転が予定されております小川西町図書館におきましては、市民協働の分野などとの連携が求められてまいります。また、図書館で行っております古文書などの分野では、文化財担当部署との関係があったり、あるいは、デジタルの分野におきましても、例えばデジタルアーカイブの中に平櫛田中作品を取り入れるなど美術館とのつながりもあります。さらに、図書館におきまして、公文書館的な機能も備えておりますので、以前よりも幅の広い社会教育の分野との連携が今後さらに出てくると考えておりますので、より幅の広い社会教育の関係者のご意見をいただいて、図書館の運営に役に立てていきたいと考え、今回、人数増を行うものでございます。

○古川教育長

ほかにございませんか。

－「なし」の声あり－

○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－「討論省略」の声あり－

○古川教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第41号、小平市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席願います。

ここで休憩したいと存じます。4時15分まで休憩します。

午後3時54分 休憩